

新旧対照表

日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領

新	旧
<p style="text-align: center;">日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(推進協議会の招集) 第2条 会長は、推進協議会を招集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を、委員に通知するものとする。 2 委員は、推進協議会に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。 3 推進協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について会長に委任又は書面により表決することができる。また、あらかじめ会長の同意を得、代理者を出席させ、意見を述べさせることができる。</p> <p><u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会運営要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検討会の設置等) 第2条 推進協議会に、健康づくり推進検討会を置く。 2 検討会の所掌事務は、別表1に定めるところによる。 3 部会に、別途設置要領を定めるものとする。</p> <p>(推進協議会の招集) 第3条 会長は、推進協議会を招集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を、委員に通知するものとする。 2 委員は、推進協議会に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。 3 推進協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について会長に委任又は書面により表決することができる。また、あらかじめ会長の同意を得、代理者を出席させ、意見を述べさせることができる。</p> <p>(検討会の会議の招集) 第4条 前条の規定は検討会において準用し、会長を別表2に定める事務局に、委員を検討会委員に読み替える。</p>

<p>(議事)</p> <p>第3条 協議事項については、推進協議会がその内容を検討し、<u>必要に応じ</u> <u>て部会</u>を設け、<u>協議</u>を付託できるものとする。</p> <p>削除</p> <p>2 <u>部会</u>の決議は、会長の同意を得て推進協議会の決議とすることができる。</p> <p>3 <u>部会</u>は、推進協議会から付託された事項について協議し、その経過及び結果を推進協議会に報告するものとする。</p> <p>(会議録)</p> <p>第4条 <u>推進協議会</u>及び<u>部会</u>は、各会議の議事録を作成するものとする。</p> <p>(関係者の意見)</p> <p>第5条 会長又は<u>部会</u>が必要と認めるときは、関係者に対し、推進協議会又は<u>部会</u>に出席して意見を述べさせることができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第6条 <u>推進協議会</u>及び<u>部会</u>の事務については、<u>別表</u>に定めるところによる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 <u>推進協議会</u>及び<u>部会</u>の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができるものとする。</p> <p>2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。</p>	<p>(議事)</p> <p>第5条 協議事項については、推進協議会がその内容を検討し、検討会へ付託できるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表1に関する事項については同表に定める検討会に付託するものとする。</p> <p>3 検討会の決議は、会長の同意を得て推進協議会の決議とすることができる。</p> <p>4 検討会は、推進協議会から付託された事項について協議し、その経過及び結果を推進協議会に報告するものとする。</p> <p>(会議録)</p> <p>第6条 協議会及び検討会は、各会議の議事録を作成するものとする。</p> <p>(関係者の意見)</p> <p>第7条 会長又は検討会が必要と認めるときは、関係者に対し、推進協議会又は検討会部会に出席して意見を述べさせることができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第8条 <u>推進協議会</u>及び<u>検討会</u>の事務については、別表2に定めるところによる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第9条 <u>推進協議会</u>及び<u>検討会</u>の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができるものとする。</p> <p>2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 この要領は、平成20年5月26日から施行する。</p>
---	---

- 2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。
- 3 この要領は、平成26年8月13日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年7月25日から施行する。
- 5 この要領は、令和 2年9月 1日から施行する。
- 5 この要領は、令和 5年8月16日から施行する。

削除

別表

推進会議・部会名	担 当 部 署
推進協議会	幡多福祉保健所 地域支援室

- 2 この要領は、平成24年6月13日から施行する。
- 3 この要領は、平成26年8月13日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年7月25日から施行する。
- 5 この要領は、令和 2年9月 1日から施行する。

別表1

検討会名	所 掌 事 務
健康づくり推進検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健と職域保健の連携に関すること。 ・生活習慣病予防と、心の健康づくり等の推進に関すること。 ・特定健診及び特定保健指導に関すること。

別表2

推進会議・検討会名	担 当 部 署
推進協議会	幡多福祉保健所 地域支援室
健康づくり推進検討会	幡多福祉保健所 健康障害課